

第三次東海市子ども読書活動推進計画

令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）



令和6年（2024年）4月

愛知県東海市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景

1 国・県の取り組み	1
2 東海市の取り組み	2
3 子どもの読書環境の変化	2
4 東海市の現状と課題	3
5 第二次子ども読書活動推進計画の評価	5

第2章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	9
2 計画の位置付け	10
3 計画の対象	10
4 計画の期間	10

第3章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義	11
2 めざす子どもの読書の姿	11
3 基本方針	12
4 計画の推進	13

第4章 施策の展開

施策の展開	15
施策1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	16
施策2 幼稚園・保育所・認定こども園・学校における 子どもの読書活動の推進	18
施策3 中央図書館における子どもの読書活動の推進	22
施策4 多様な子どもに応じた読書支援	24
施策5 子どもの読書活動に関する啓発	25

資料編

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料2 成果指標算出方法一覧	
資料3 用語説明	
資料4 令和5年度東海市子ども読書活動推進計画推進委員会委員名簿	
資料5 第三次東海市子ども読書活動推進計画策定の経過	

第1章 計画策定の背景

1 国・県の取り組み

国では、子どもの健やかな成長のために、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、平成13年（2001年）に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年（2002年）に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その後、5年ごとに改定され、家庭・地域・保育所・学校などの連携や協力を重視した、子どもの読書環境の整備に関する施策が継続的に進められています。

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の目指すもの

- ・不読率の低減
- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・子どもの視点に立った読書活動の推進

また、令和元年（2019年）に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」に基づき、令和2年（2020年）に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が、障がいなどの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会に寄与することを目的に施行されました。

愛知県においては、平成16年（2004年）に「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定されました。その後5年ごとに改定され、平成31年（2019年）に第四次計画が策定されています。

2 東海市の取り組み

本市では、国・県の動向を踏まえ、平成21年（2009年）3月に「東海市子ども読書活動推進計画」を、平成26年（2014年）3月にめざす子どもの読書の姿や具体的な数値目標を新たに定めた「第二次東海市子ども読書活動推進計画」を策定しています。平成31年（2019年）4月には中間見直しを行い、家庭・児童館・保育園・学校・中央図書館などでさまざまな取り組みを進めてきました。

3 子どもの読書環境の変化

読書バリアフリーの促進

「読書バリアフリー法」では、「障害の有無に関わらず国民が等しく読書を通じて文字活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目指していますが、「読書バリアフリー法」を受け、公益社団法人日本図書館協会が定めた「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」では、視覚障がい者のほか、図書館利用に困難のある人すべてを対象とし、障がいの有無や母語の相違などの配慮を要する子どもをはじめ、すべての子どもに対応した読書環境の整備などの取り組みが進められています。

デジタル化の進展

デジタル社会の進展と、急速なデジタル化による、子どものスマートフォン保有率の増加や、GIGA スクール構想による一人1台端末環境の整備が、子どもを取り巻く読書環境に大きな変化を与えている可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大

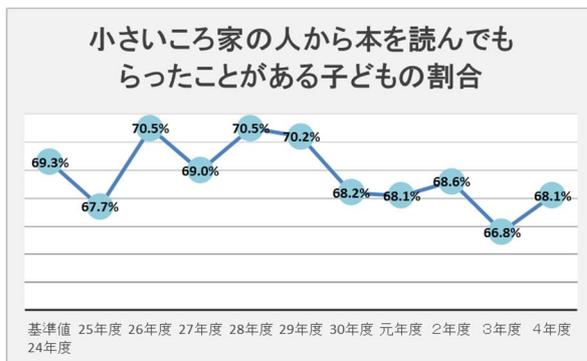
新型コロナウイルス感染症の発生により、図書館や学校などの臨時休館／校、施設の利用制限があり、子どもの読書活動に大きな影響を与えた可能性があります。また、感染症拡大防止のための行動制限による体験活動の減少は、事前や事後の調べ読書の減少に影響を与えたと考えられます。

4 東海市の現状と課題

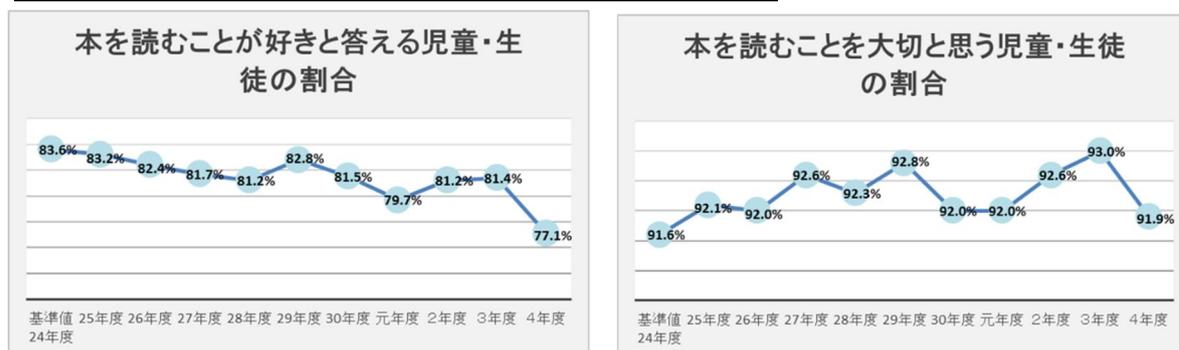
令和元年度（2019年度）末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのさまざまな制限と緩和、また、GIGA スクール構想による小中学生全員へのタブレット端末の配付などによる、これまでにない生活の大きな変化のなか、子どもの読書活動にも大きな変化がありました。本を読むことを大切と思う児童・生徒の割合は令和4年度（2022年度）に大きく減少したものの、9割以上を維持しています。

1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、どちらにおいても改善しておらず、子どもの発達段階にあわせた、より有効な取り組みについて検討する必要があります。また、子どもを取り巻く環境が変化していくなか、新しい読書の形への対応についても検討していく必要があります。

小さいころ家の人から本を読んでもらったことがあると答える児童・生徒の割合



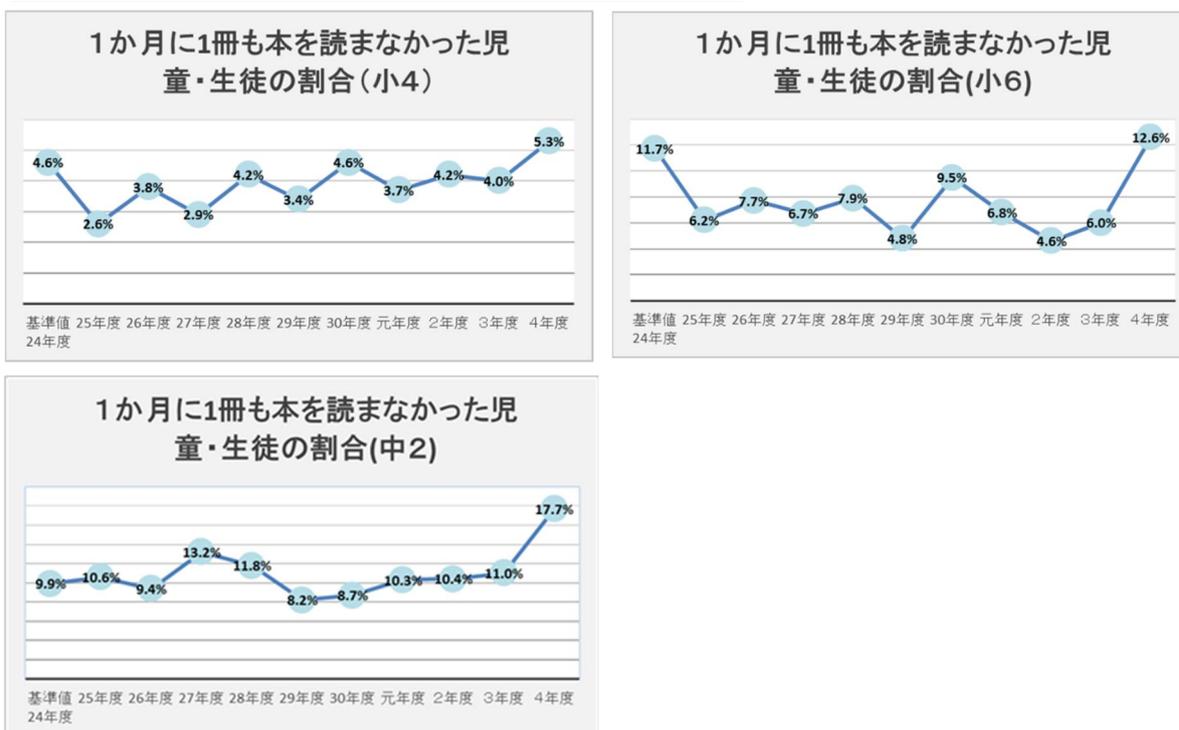
本を読むことが好き、大切と答える児童・生徒の割合



本を読むことが好きと答える児童・生徒の割合は8割を超え、本を読むことを大切と答える児童・生徒は9割を超えて推移しており、両問いには1割程度の差があります。

小さいころに家の人からの読み聞かせ経験がある児童・生徒の方が好き・大切と答える割合が高い傾向にあります。

1か月に1冊も本を読まなかった児童、生徒の割合



令和3年度（2021年度）までは、児童で基準値より改善して推移してきており、生徒で基準値から横ばいの傾向がありました。

令和4年度（2022年度）の不読率の急増は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和され、反動で児童・生徒の活動範囲が広がったこと、GIGAスクール構想による小中学生全員へタブレット端末が配付されたことが不読者の増加に影響したと考えられます。全国学校図書館協議会の学校読書調査においても、令和4年度（2022年度）は小中高校生すべてで不読率が上がっています。

不読率（小：6.4%、中：18.6%、高 51.1%）全国学校図書館協議会の学校読書調査（R4）

5 第二次子ども読書活動推進計画の評価

達成状況

10年後めざそう値を達成した指標は20指標中3指標、10年後めざそう値を達成できなかったものの、基準値から改善した指標は4指標、悪化したものは13指標となっています。

分析

関係機関の取り組みにより改善の傾向があったものの、令和元年度（2019年度）末に発生した、新型コロナウイルス感染症による行動制限の影響が大きく、特に指標のうち読み聞かせ会の参加者数や、貸出冊数などは保育園や学校などでの臨時休園／校の影響を受け達成に至っていません。

取り組みの評価

家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【えほん館】

指標の「えほん館での読み聞かせの参加者数」は、目標に向けて順調に伸びていましたが、計画期間の後期は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しました。参加者が減少した主な原因は、入館制限や開催回数の減によるものですが、来館者の状況を見て絵本を選ぶなど、絵本に親しんでもらえるよう工夫した結果、入館者の大半が、絵本の読み聞かせに参加し、読み聞かせの時間帯にあわせて来館する親子もみられました。計画期間をとおして絵本の読み聞かせが、絵本に親しみ関心を持ってもらえる機会になったと考えられます。

【児童館】

児童館の蔵書は計画的に更新し、子どもにとって読みやすく、魅力的な本を増やしました。貸出冊数については、図書室におすすめコーナーを作る、手に取りやすい場所に置くなどの取り組みを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、共有の本を借りることに抵抗がある人も増え減少傾向にあると考えられます。

保育園・幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進

【保育園】

子どもの絵本への親しみが持てるよう、さまざまな絵本の読み聞かせを行ってきました。また、絵本の物語をごっこ遊びや劇遊びにして楽しみ、お話の世界のおもしろさを伝えてきました。さらに、図書館からの情報提供や貸し出しを利用して、新たな絵本や蔵書以外の絵本も活用するなどして絵本への興味関心を広げてきました。また、機会をとらえ幼稚園やこども園と、子どもへ読書の楽しさを伝える取り組みについて情報交換し、効果的な読書活動の実施に繋がってきました。

新型コロナウイルス感染症禍で順調に伸びていた数値が大きく変化しましたが、感染予防対策をしつつ活動を再開し、数値は再び上向きになっています。

【小学校】

学校図書館の本だけでなく、各教室に配架されている「子ども文庫（愛称わくわく文庫）」の本を読む児童も多く、指標には現れていませんが、本に親しむ姿は多く見られます。新型コロナウイルス感染症禍で利用時間に制限があり、思うように本を借りられない時期が続きましたが、それぞれの学校で

利用の仕方を工夫し、学校図書館を活用する時間が増えてきています。また、タブレット端末が一人1台配付されたことにより、分からないことを調べるときは、図書ではなくインターネットを利用するようになりました。調べ学習における学校図書館の機能が変化してきています。

【中学校】

朝読書や調べ学習などで本を活用しています。しかし、タブレット端末が一人1台配付されたことにより、分からないことを調べるときは、図書ではなくインターネットを利用するようになりました。調べ学習における学校図書館の機能が変化してきています。また、朝読書の本を家庭から用意した本を読んでいる生徒も多いため、貸出冊数にはつながっていません。休み時間に学校図書館の本を借りる生徒もいますが、一冊の本をじっくりと読み込む生徒が多いです。図書館まつりなど、多くの本に親しめる機会を工夫しています。

中央図書館における子どもの読書活動推進

【図書館】

第一次計画で「子ども司書体験講座」を開始し、第二次計画で「子ども文庫（わくわく文庫）」の対象を小学校高学年まで拡大した取り組みは、図書館での児童書の貸出数の増加への貢献度が高く、児童の1か月の読書冊数の増加にも繋がっています。平成30年度（2018年度）に開館した横須賀図書館の児童書の貸出数の伸びが顕著で、新しい施設に親子の利用者が魅力を感じ利用の増加に繋がっていると考えられます。

成果指標の達成状況一覧

計画推進のための施策	項目	基準値 24年度	30年度	4年度	10年後 めざそう値	達成状況
家庭における読書活動の推進	小さいころ家の人から本を読んでもらったことがある子どもの割合	69.3%	68.2%	68.1%	73%	×
地域における読書活動の推進	えほん館での読み聞かせの参加数	39人	45人	14人	50人	×
	児童館の児童書の蔵書冊数	24,278冊	26,458冊	26,820冊	26,700冊	○
	児童館の児童書の貸出冊数	20冊	16冊	11冊	30冊	×
保育園・幼稚園における読書活動の推進	保育園の児童書の蔵書冊数	16,896冊	20,116冊	21,949冊	22,900冊	△
	保育園の児童書の貸出冊数	17,174冊	21,964冊	4,197冊	24,300冊	×
学校における読書活動の推進	20年以上経過している図書の冊数の全蔵書に占める割合(小学校)	12.9%	22.6%	26.4%	10%	×
	20年以上経過している図書の冊数の全蔵書に占める割合(中学校)	14.3%	26.9%	24.5%	10%	×
	学校図書館一人一年当たりの貸出冊数(小学校)	66.5冊	64冊	50冊	70冊	×
	学校図書館一人一年当たりの貸出冊数(中学校)	7.3冊	4冊	3冊	10冊	×
中央図書館における読書活動の推進	児童書蔵書冊数	77,891冊	94,588冊	105,419冊	95,000冊	○
	児童書貸出冊数	265,592冊	286,121冊	309,674冊	275,000冊	○
子どもの読書活動の意義や大切さの普及・啓発	本を読むことが好きと答える児童・生徒の割合	83.6%	81.5%	77.1%	87%	×
	本を読むことを大切と思う児童・生徒の割合	91.6%	92.0%	91.9%	93%	△
読書状況調査結果	児童・生徒が1か月に読んだ本の冊数(小4)	9.0冊	11.8冊	12.8冊	14冊	△
	〃 (小6)	6.2冊	6.9冊	7.6冊	9冊	△
	〃 (中2)	3.5冊	3.5冊	3.3冊	4冊	×
	1か月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合(小4)	4.6%	4.6%	5.3%	2%	×
	〃 (小6)	11.7%	9.5%	12.6%	3%	×
	〃 (中2)	9.9%	8.7%	17.7%	5%	×
10年後めざそう値達成状況：○達成した指標、×達成できなかった指標、△達成できなかったものの基準値と比較し改善した指標						

第2章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成21年度（2009年度）以降、東海市子ども読書活動推進計画を推進し、めざす子どもの読書の姿の実現のため事業の展開をしてきました。

近年、デジタル技術の進展により社会の変化が加速度を増しているなか、変化を乗り越え子どもが豊かな人生を切り開くため、読解力や想像力、思考力、表現力を育てる読書活動の必要性は増しています。

すべての子どもが読書を通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを知り、読むこと自体の楽しさとそれによる充実感、満足感を得ることができ、生涯にわたる学習意欲や人生の質の向上に繋げることができる環境が求められています。

本市では、このような状況に対応し、これまでの成果や課題、国・県の動向を踏まえ、社会全体ですべての子どもの読書活動を推進するための指針として、第二次子ども読書活動推進計画を基本的に継承し「第三次東海市子ども読書活動推進計画」を策定しました。



2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づく計画であり、「第7次東海市総合計画」との整合性を図るとともに、「持続可能な開発目標の推進のための取り組みの17の目標」のうち、第7次総合計画の生涯学習分野に設定している「目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する」「目標10 各国内および各国間の不平等を是正する」「目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」を目標とし、取り組みを進めます。

また、教育分野をより具体的にした「とうかい教育夢プランⅢ」の個別計画に位置付けています。

3 計画の対象

この計画の対象は0歳からおおむね18歳以下の者とします。

読書習慣の定着には早い時期からの働きかけが有効であるため、特に乳幼児から中学生までを重点的に取り組みます。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。なお、社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

第3章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。読書によって培われた力は、子どものもつ無限の可能性や夢を広げ、これからの時代の担い手となる子どもの成長にとって大きな糧となります。

2 めざす子どもの読書の姿

子どもが自然に読書に親しみ、読書の習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書環境の充実に努めることを目的とした、「子どもが生活の中で読書に親しんでいる」「子どもが読書の楽しさや大切さを知っている」の二つのめざす子どもの読書の姿を、デジタル技術の高度化やそれに伴う社会の変化に対応していけるよう、読書をとおして深く考え、伝える力を身に付け学んでいく姿も新たに加えて再構築し、以下のように定めます。

めざす子どもの読書の姿

読書に親しみ、大切さを知り 読書をとおして学び、成長する

家庭をはじめ、成長段階に応じて保育所や学校など、生活するあらゆる場所で本を手にすることができる環境が整えられており、自然に本にふれる機会を得ることで、読書が生活の一部になっている状態をめざします。

読書することでさまざまに感動できることや、知識が増え、好奇心が刺激されることを感じており、読書によって得られる喜びを知っている状態をめざします。

読書によって得た情報と自らの知識により考えを深めることができ、考え、感じたことを相手に伝え、さまざまな人々と協働して学び成長できる状態をめざします。

3 基本方針

「めざす子どもの読書の姿」を達成するため次の3つを基本方針と定めます。

すべての子どもが読書に親しむ環境の充実

障がいの有無や母語などにかかわらず、すべての子どもが自然に読書に親しみ、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の充実に努めます。また、急速に発達するデジタル技術を活用した新しい読書のあり方を取り入れ、多様な子どもの可能性を引き出す取り組みに努めます。

子どもが生活のなかで読書を楽しむための

社会全体での取り組みの推進

子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもの意見聴取の機会を確保し、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・学校など社会全体で子どもの視点に立った取り組みを進めます。

子どもの読書活動への理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するため、社会全体の読書活動への理解と関心を深めるための啓発に努めます。

4 計画の推進

計画推進のための役割分担

子どもが夢を持ち人生を豊かに生きていくために、子どもを取り巻く地域社会は、発達段階にあわせた本との出会いをつくり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行えるよう読書環境を整える役割を担います。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、乳幼児期から発達段階に応じた切れ目ない読書活動と、紙の本とデジタルの本を柔軟に選択できる環境整備を、子どもに関わる関係機関それぞれが果たす役割を明確にし、連携・協力して進めます。

効果的な計画の推進

計画を推進するためには、三つの基本方針を共有し、家庭・地域・幼稚園・保育所・認定こども園・学校・図書館が連携・協力し、子どもの発達段階ごとに最適な読書活動を推進していくことが必要です。子ども読書活動推進委員会において本計画の進捗状況を把握し、評価・分析しながら総合的に子どもの読書活動を推進します。

読書に関する発達段階ごとの特徴例として、次の傾向があげられています。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

第4章 施策の展開

本計画は、めざす子どもの読書の姿の実現に向け三つの基本方針を柱に取り組みを進めていくため、5つの施策を設定します。

施策1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

施策2 幼稚園・保育所・認定こども園・学校における子どもの読書活動の推進

施策3 中央図書館における子どもの読書活動の推進

施策4 多様な子どもに応じた読書支援

施策5 子どもの読書活動に関する啓発

重点指標

めざす子どもの読書の姿の達成に向け、子どもの読書に関する意識の現状を把握しながら取り組みを進めるため、重点指標を定めます。また、各施策の進捗状況を計るため、重点指標以外に18の成果指標を設定し、各事業の実施の参考にします。

指標名	現状値 (令和4年度)	めざそう値	
		5年後	10年後
本を読むことを大切であると思う 児童・生徒の割合(小5・中2)	(参考値小4,6 中2) 91.9%	93.0%	94.0%

令和4年度(2022年度)小中学生読書状況アンケート調査

施策1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

発達段階に応じた取り組みの視点

読書の楽しさ・大切さを伝えます。

施策の方向性

最も身近な存在である保護者や、ボランティア活動などを行う地域の方が子どもと読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことができる取り組みを進めます。

本が子どもの生活に身近な存在となっている環境を整えます。

推進内容

家庭の役割

家庭では保護者が読み聞かせの楽しさや読書の大切さについて理解し、子どもの読書活動の習慣化に積極的な役割を果たします。

家庭において、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作り、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけます。

地域の役割

地域では本が子どもの身近な存在となるよう、えほん館や児童館など地域の施設がその特性を生かし、読書の大切さや楽しさを伝える役割を果たします。

地域の人々がボランティア活動を通じて読書への理解を深め、読書の楽しさや大切さを子どもに伝えます。

主な取り組み

事業等名	担当課
えほん館・上野公民館への配本	中央図書館
絵本で親子ふれあい応援事業	こども課
えほん館読み聞かせ事業	こども課
「遊び場・スキップ」「つどいの広場」	こども課
家庭教育支援事業	社会教育課
子ども教室開催事業	社会教育課

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)
絵本で親子ふれあい応援事業の絵本の引換えた人の割合	68.2%
えほん館での読み聞かせの1日当たりの参加者数	14人
児童館の児童書の1館当たり蔵書数	1,916冊
児童館の児童書の1館当たり貸出数	134冊

施策2 幼稚園・保育所・認定こども園・学校における 子どもの読書活動の推進

発達段階に応じた取り組みの視点

知る喜びを感じ、学びの生かし方を知らせます。

施策の方向性

リラックスして本にふれることができる環境を整え、子どもが絵本や物語の世界を楽しむ活動に取り組みます。

保護者に読み聞かせの意義や大切さを啓発します。

自主的に読書を楽しみ、読書習慣を確立し、図書資料の活用方法を理解する取り組みを進めます。

推進内容

幼稚園・保育所・認定こども園の役割

幼稚園・保育所・認定こども園では乳幼児期から子どもが発達段階に応じ、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう経験を重ねるため、重要な役割を担います。保護者に対し、読み聞かせの意義や大切さを広く普及する役割を果たします。

読み聞かせの充実や子どもが自ら絵本を手にとることができる環境を整え、子どもが絵本や物語の世界を楽しむ活動を助けます。

学校の役割

学校では子どもの読書習慣を形成するため、子どもが読書を楽しみ、読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことができる環境を整え、支援をする重要な役割を果たします。学校図書館は、子どもが想像力を培い、豊かな心を育む読書活動を行う読書センターとしての機能と、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し、情報活用能力の育成を支える学習・情報センターとしての機能を担います。

学校図書情報のデータベース化により、図書の共同利用や多様な興味・関心に応える図書の整備などが可能になることや、動画や音声などのコンテンツが充実した電子書籍の整備により、幅の広い調査活動が可能になることから、学校図書館のDX化による電子書籍の教育における活用の仕方や読書の捉え方について検討していきます。

主な取り組み

事業等名	担当課
読書活動サポート事業	学校教育課
小中学校図書館用図書更新事業	学校教育課
子ども文庫（小学校）事業	中央図書館



成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)
保育園の児童書の1園当たり蔵書数	1,249冊
保育士などが行う1園1か月当たりの読み聞かせの回数	25回 (令和5年11月実績)
20年以上経過している図書の冊数の全蔵書に占める割合(小学校)	26.4%
20年以上経過している図書の冊数の全蔵書に占める割合(中学校)	24.5%
学校図書館児童一人1年当たりの貸出数(小学校)	50.0冊
学校図書館生徒一人1年当たりの貸出数(中学校)	3.0冊
児童が1か月に読んだ本の冊数(小5)	(小4・小6) 10.2冊
生徒が1か月に読んだ本の冊数(中2)	3.3冊
1か月に1冊も本を読まなかった児童の割合(不読率)(小5)	(小4・小6) 9.0%
1か月に1冊も本を読まなかった生徒の割合(不読率)(中2)	17.7%



施策3 中央図書館における子どもの読書活動の推進

発達段階に応じた取り組みの視点

適切な本を伝えます。

読書の大切さ・楽しさを伝えます。

施策の方向性

一人ひとりにあった読書の楽しさを伝えます。子どもの読書活動を推進するために、積極的に関係諸機関との情報共有と連携を図ります。

推進内容

中央図書館の役割

中央図書館は、子どもの読書活動を推進する拠点となり、子どもの読書について司書が相談にのり、子どもの読書活動の意義について、積極的な情報提供、啓発に努め、読書の楽しさを伝える重要な役割を果たします。

デジタル技術の活用により、紙の本のみでなくデジタル媒体も含めた読書環境の整備に努め、多忙な学生が時間や場所に制限されることなく読書を楽しめる環境の整備に努めるとともに、非常時における図書館への継続的アクセスの確保に努めます。

発達段階に応じ、子どもや保護者が豊富な蔵書の中から読みたい本や読ませたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができるよ

う支援します。中高生の興味・関心の高いテーマの本を、定期的に紹介・発信します。また、学校と連携して読書の楽しさを伝えます。

主な取り組み

事業等名	担当課
図書館蔵書整備事業	中央図書館
お話友の会開催事業	中央図書館
子ども司書体験講座開催事業	中央図書館
読書感想文コンクール開催事業	中央図書館
ティーンズコーナーの設置	中央図書館

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)
中央図書館の児童書の蔵書数	105,419 冊
中央図書館の児童書の貸出数	309,674 冊



施策4 多様な子どもに応じた読書支援

発達段階に応じた取り組みの視点

多様な子どもに応じた本を整え、適切な本を伝えます。

施策の方向性

すべての子どもが本に接することができる環境を整え、好きな本を好きな時間に好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう支援します。

推進内容

個々の子どもの状況にあわせた読書活動の推進を目指すことが必要です。障がいや日本語を母語としないなど、読書への障壁の有無にかかわらず、すべての子どもに読書の楽しみと喜びを提供できる環境を整え、読書への意欲が持てるよう支援します。

読書に障壁のある子どもの、読書の際に生じる困難さと、必要とされる配慮についての把握に努め、デジタル技術の活用などにより、楽しめる本の充実と、それぞれの子どもに応じた本の情報提供に努めます。

主な取り組み

事業等名	担当課
電子書籍貸出サービス	中央図書館

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)
中央図書館の読書バリアフリーに対応した児童書の蔵書数	1,098冊

施策5 子どもの読書活動に関する啓発

取り組みの視点

読書の大切さを理解し、普及する人を増やします。

施策の方向性

子どもの読書活動の大切さを積極的に伝えられる人材を増やし、各施設での取り組みを充実させ、保護者や子どもに読書の意義や楽しさを発信します。

推進内容

読み聞かせの意義や大切さを広く普及します。地域の人が、ボランティア活動などを通じて読書への認識を深め、子どもに読書の楽しさや大切さを伝えることが必要です。デジタル化や読書バリアフリー法の施行による変化に対応し、子どもの読書活動を支援する人材の育成に努めます。

読み聞かせ、家庭教育に関する講座などを開催し、子どもが読書をすることの意義や大切さの理解の促進を図り、子どもに読書の楽しさや大切さを教えてくれる人が身近にいる環境づくりに努めます。

主な取り組み

事業等名	担当課
読み聞かせボランティア講座開催事業	中央図書館

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)
(再掲 重点指標) 本を読むことを大切であると思う児童・生徒の割合 (小5・中2)	91.9%

資料編

- 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料2 成果指標算出方法一覧
- 資料3 用語説明
- 資料4 令和5年度東海市子ども読書活動推進計画推進委員会委員名簿
- 資料5 第三次東海市子ども読書活動推進計画策定の経過

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり行政が不当に干渉することのないようにすること。

- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料2

成果指標算出方法一覧

指標名	算出方法	担当課
本を読むことを大切であると思う児童・生徒の割合（小5・中2）	児童生徒アンケートで「大切」「どちらかといえば大切」と回答した小中学生の数／アンケート回答総数（小中学生）×100	中央図書館
絵本で親子ふれあい応援事業の絵本を引換えた人の割合	3月末までの引換え者数／年間対象者数×100	こども課
えほん館での読み聞かせの1日当たりの参加者数	えほん館での読み聞かせ年間参加者数／実施日数	こども課
児童館の児童書の1館当たり蔵書数	市内全児童館の蔵書数／市内児童館数	こども課
児童館の児童書の1館当たり貸出数	市内全児童館1年間の貸し出し冊数／市内児童館数	こども課
保育園の児童書の1園当たり蔵書数	市内全公立保育園の蔵書数／市内公立保育園数	幼児保育課
保育士などが行う1園1か月当たりの読み聞かせの回数	毎月23日（読書の日）に市内公立保育園で保育士等が読み聞かせを行った回数／市内公立保育園数／12	幼児保育課
20年以上経過している図書の冊数の全蔵書に占める割合(小学校)	20年以上経過している図書の冊数／全蔵書数（小学校）	学校教育課
20年以上経過している図書の冊数の全蔵書に占める割合(中学校)	20年以上経過している図書の冊数／全蔵書数（中学校）	学校教育課
学校図書館児童一人1年当たりの貸出数（小学校）	年間貸出数／全児童数	学校教育課
学校図書館生徒一人1年当たりの貸出数（中学校）	年間貸出数／全生徒数	学校教育課
児童が1か月に読んだ本の冊数（小5）	児童生徒アンケートで児童が読んだと回答した冊数の合計／アンケート回答総数（小学生）	中央図書館
生徒が1か月に読んだ本の冊数（中2）	児童生徒アンケートで生徒が読んだと回答した冊数の合計／アンケート回答総数（中学生）	中央図書館
1か月に1冊も本を読まなかった児童の割合（不読率）（小5）	児童生徒アンケートで「1か月に1冊も本を読まなかった」と回答した児童数／アンケート回答総数（小学生）×100	中央図書館
1か月に1冊も本を読まなかった生徒の割合（不読率）（中2）	児童生徒アンケートで「1か月に1冊も本を読まなかった」と回答した生徒数／アンケート回答総数（中学生）×100	中央図書館
中央図書館の児童書の蔵書数	中央図書館・横須賀図書館の児童書の蔵書数（上野公民館、子ども文庫、紙芝居含む）	中央図書館
中央図書館の児童書の貸出数	中央図書館・横須賀図書館の児童書（紙芝居含む）の貸出冊数	中央図書館
中央図書館の読書バリアフリーに対応した児童書の蔵書数	点字（さわる絵本含む）や外国語で書かれるなど、視覚障がい者等が内容を容易に認識できる児童書の蔵書数	中央図書館

用語説明

用語	説明
読書	本、ウェブサイト等多様な読み物を含み、デジタル機器による読書も含む。
読書バリアフリーに対応した本	<p>読書バリアフリー法において「点字図書、拡大図書その他の視覚障がい者等がその内容を容易に認識できる書籍」と定義され、例えば、点字図書、拡大図書、音訳図書、さわる絵本、LLブック※1、布の絵本等がある。この他、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書※2、オーディオブック、テキストデータ等がある。</p> <p>※1 LLブック…スウェーデン語の Lättläst (レットラスト) の略で「やさしく読みやすい本」を意味する。ピクトグラムや写真・図とやさしい言葉でわかりやすく書かれた本。</p> <p>※2 デイジー図書…デイジーとは(DAISY=Digital Accessible Information System の略)で、視覚障がい等により活字による読書が困難な方のためにデジタル録音図書の国際標準規格で作成された本。</p>
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) とは、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) による感染症で、令和元年 (2019年) 12月に中国で初めて報告され、世界的に流行した。感染拡大防止のため、臨時休校の措置など様々な行動制限が行われ、令和5年 (2023年) 5月に新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行した。
GIGA スクール構想	子どもたちに、一人1台の端末をはじめ ICT 環境の整備を行い、インターネットなどを使って調べ、議論したり、情報モラル教育を行い、良識のある情報発信をしたりしていくための取組み。
絵本で親子ふれあい応援事業	赤ちゃんが誕生した家庭に対して、成長する子どもを祝福し健やかに育っていくことを願い、絵本を贈呈することで、親子のふれあいの促進を図る事業。
「遊び場・スキップ」 「つどいの広場」	児童館で未就学親子対象に実施している事業。「遊び場・スキップ」は月に2回、「つどいの広場」は月に1回開催しており、紙芝居、絵本の紹介や読み聞かせなどを行っている。
読書サポート事業	低学年児童には読み聞かせ、高学年児童には自主的な読書活動の指導や調べ学習のサポートのほか、図書室の環境整備を行い、学校図書館利用の推進を図るため、平成19年度 (2007年度) から市内全12小学校に1名ずつ読書サポーターを配置している事業。
子ども文庫 (小学校) (愛称 わくわく文庫)	1学級35冊程度の小学生に薦めたい本をセットした学級文庫の愛称。毎月学級を巡回させ、常に新しい内容の本を配本している。絵本や読み物を始め、図鑑、地理、歴史、自然科学、乗り物、ノンフィクション、スポーツなど、幅広い内容の本を揃えている。平成24年度 (2012年度) に1・2年生を対象に開始し、平成26年度 (2014年度) からは全学年を対象に実施している。
お話友の会	中央図書館で、毎月第2・第4土曜日及び毎週日曜日に、ボランティアの協力でも子どもに紙芝居や絵本の読み聞かせを行う事業。
子ども司書体験講座	小学4から6年生を対象に、図書館をより身近に感じてもらう、読書意欲の向上を図るため、図書館の利用とマナー、本の分類・整理、窓口業務等を体験してもらう講座。
とうかい教育夢プランⅢ	令和6年度 (2024年度) から10年間の東海市の教育・文化・スポーツ分野における方向性を示すとともに、「心そだて 人そだて 夢そだて」をテーマに、子どもを含むすべての世代の市民が「いつまでも夢をもち続け、夢に向かう」ことをめざす計画。
小中学生読書状況アンケート	市内小・中学生の読書状況について、読書意識や読書傾向を調査することで、子どもの読書活動推進に関する各種事業と第二次東海市子ども読書活動推進計画策定の参考とするため、平成24年度 (2012年度) から小4・小6・中2に実施していたアンケート。

えほん館	平成23年(2011年)4月、子育て総合支援センター内に開設した親子でゆっくり絵本を楽しめる場。乳幼児向けの絵本を中心に、さまざまな種類の絵本を用意している。
不読率	1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合。

一部第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画より抜粋・編集

資料4

令和5年度（2023年度）東海市子ども読書活動推進計画推進
委員会委員名簿

	職 名	氏 名
委員長	教育委員会教育部長	小 島 久 和
副委員長	教育委員会次長兼スポーツ課長	鈴 木 俊 毅
委員	教育委員会学校教育課統括主幹	加 古 尚 毅
委員	教育委員会学校教育課指導主事	佐々木 淳 志
委員	教育委員会社会教育課長	永 井 伸 明
委員	市民福祉部女性・子ども課長	永 井 直 子
委員	市民福祉部幼児保育課指導保育士	川 口 満 子
委員	学校図書館教育研究部長（名和小学校校長）	花 井 浩 美
委員	学校図書館教育研究部役員（富木島中学校校務主任）	加 藤 聡
委員(事務局)	教育委員会中央図書館長	内 山 香 織
委員(事務局)	教育委員会中央図書館統括主任	浅 田 理 花

資料5

第三次東海市子ども読書活動推進計画策定の経過

日 程	会 議 等	内 容
令和5年 5月25日	第1回委員会	第三次計画の策定趣旨説明 策定スケジュール確認 第三次計画のめざす姿、施策体系検討
6月30日	第2回委員会	第二次計画の評価の確認 第三次計画の基本方針、骨格案検討
9月8日	第3回委員会	第三次計画の素案検討
10月13日	教育ひとづくり審議会	第三次計画策定の中間報告
令和6年 1月25日	定例教育委員会	審議
3月	幹部会	報告



第三次東海市子ども読書活動推進計画

令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）

発行年月 令和6年（2024年）3月

発行 東海市教育委員会

編集 東海市子ども読書活動推進計画推進委員会

事務局 東海市立中央図書館

〒476-0013 愛知県東海市中央町三丁目2番地
052-601-5335